様式第1号（要領第3条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

（登録申請者）　様

滋賀県知事　　　印

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録通知書

　　年　月　日付けで申請のあった住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第１項の規定により下記のとおり登録したので、同条第３項の規定に基づき通知します。

記

１　登録住宅の名称

２　登録住宅の所在地

３　登録住宅の戸数

４　登録年月日　　　　　　　　年　　月　　日

５　登録番号　　　　　　　第　　　　号

様式第2号（要領第3条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

（登録申請者）　様

滋賀県知事　　　印

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録不適合通知書

　　年　月　日付けで申請のあった住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書について、下記の理由により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の基準に適合しないと認められるため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第４項の規定に基づき通知します。

記

（理　由）

（教　示）

１　この通知について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求することができます。

２　この通知の取消しの訴えは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、滋賀県を被告として提起しなければなりません。この場合において、滋賀県を代表する者は滋賀県知事となります。

３　１の審査請求をした場合のこの通知の取消しの訴えは、２にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第3号（要領第3条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　市町長　様

滋賀県知事

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録について

　　年　月　日付けで下記の者から申請のあった住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第１項の規定により下記のとおり登録したので、同条第５項の規定に基づき通知します。

記

１　申請者の住所

　　　　　　氏名

２　登録住宅の名称

３　登録住宅の所在地

４　登録住宅の戸数

５　登録年月日　　　　　　　　年　　月　　日

６　登録番号　　　　　　　第　　　　号

７　登録内容　　　　　　　住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書に記載のとおり

様式第4号（要領第4条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

（登録申請者）　様

滋賀県知事　　　印

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録拒否通知書

　　年　月　日付けで申請のあった住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第11条第１項の規定に基づき当該住宅の登録を拒否するので、同条第２項に基づき通知します。

記

（理　由）

（教　示）

１　この通知について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求することができます。

２　この通知の取消しの訴えは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、滋賀県を被告として提起しなければなりません。この場合において、滋賀県を代表する者は滋賀県知事となります。

３　１の審査請求をした場合のこの通知の取消しの訴えは、２にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第5号（要領第5条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

市町長　様

滋賀県知事

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録事項等の変更について

　　年　月　日付けで下記の者から届出のあった住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録事項等の変更届出書について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第12条第３項の規定により下記のとおり登録したので、同条第４項の規定に基づき通知します。

記

１　申請者の住所

　　　　　　氏名

２　登録住宅の名称

３　登録住宅の所在地

４　登録住宅の戸数

５　登録年月日　　　　　　　　年　　月　　日

６　登録番号　　　　　　　第　　　　号

７　変更登録内容　　　　　住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録事項等の

変更届出書に記載のとおり

様式第6号（要領第7条関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

市町長　様

滋賀県知事

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録抹消について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第15条第１項第　号の規定により、下記の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録を抹消したので、同条第２項に基づき通知します。

記

１　登録を抹消した事業者の住所

　　　　　　　　　　　　　氏名

２　登録を抹消した住宅の名称

３　登録を抹消した住宅の所在地

４　登録住宅の戸数

５　登録抹消前の登録番号　　　　　　　　第　　　　号

６　登録抹消の年月日　　　　　　　　　　　年　　月　　日

７　登録抹消の理由

様式第7号（要領第8条関係）

番　　　　　　　号

年　　　月　　　日

　（登録事業者）様

滋賀県知事　　　印

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る管理状況報告書の提出について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第22条の規定に基づき、次の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅について、下記の事項について報告書の提出をお願いします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 登録住宅の名称 |  |
| 登録住宅の所在地 |  |
| 登録年月日および登録番号 | 　 年　 月　 日　　　　第　　　号 |
| 報告期限 |  |
| 報告事項 |  |

様式第8号（要領第8条関係）

年　　　月　　　日

滋賀県知事

登録事業者

住所

法人にあっては、その主たる事務所の所在地

氏名

法人にあっては、その名称および

代表者の氏名

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の管理状況報告書

次の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第22条の規定に基づき、下記のとおり管理状況を報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 登録住宅の名称 |  |
| 登録住宅の所在地 |  |
| 登録年月日および登録番号 | 　 年　 月　 日　　　　第　　　号 |
| 報告事項 |  |

様式第9号（要領第9条関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

（登録事業者）　様

滋賀県知事　　　印

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る是正等の指示について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第１項の規程に基づき登録した住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録事項等について、下記事項の是正を図る必要があると認められますので、法第23条第　項の規定に基づき指示します。

つきましては、登録事項の訂正申請、措置、是正等を行い、その結果について報告書を提出してください。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 登録住宅の名称 |  |
| 登録住宅の所在地 |  |
| 登録年月日および登録番号 | 　 年　 月　 日　　　　第　　　号 |
| 報告期限 |  |
| 指示事項 |  |

様式第10号（要領第10条関係）

年　　　月　　　日

滋賀県知事　　　　　　　　様

（登録事業者）

住所

法人にあっては、その主たる事務所の所在地

氏名

法人にあっては、その名称および

代表者の氏名印

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の是正等報告書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第23条第　項の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の指示に対する是正結果を下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 登録住宅の名称 |  |
| 登録住宅の所在地 |  |
| 登録年月日および登録番号 | 　 年　 月　 日　　　　第　　　号 |
| 指示事項 | 対応および是正結果等 | 是正等年月日 |
| １ |  |  |  |
| ２ |  |  |  |
| ３ |  |  |  |
| ４ |  |  |  |
| ５ |  |  |  |

１　是正した内容等を証明する資料、写真等を適宜添付すること

２　報告期限までに是正等が困難な事項については、是正等結果欄に是正等の計画の内容、是正等年月日欄に是正等予定年月日を記載し、是正等の完了時にその内容を証明する資料、写真等を適宜提出すること

様式第11号（要領第11条関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

（登録事業者）　様

滋賀県知事　　　印

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録取消通知書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第24条第　項第　号の規定により、下記の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録を取消したので、同条第３項に基づき通知します。

記

１　登録を取り消した住宅の名称

２　登録を取り消した住宅の所在地

３　登録を取り消した住宅の戸数

４　登録取消前の登録番号　　　　　　　第　　　　号

５　登録取消し前の登録年月日　　　　　　年　月　日

６　登録取消の理由

（教　示）

１　この通知について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求することができます。

２　この通知の取消しの訴えは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、滋賀県を被告として提起しなければなりません。この場合において、滋賀県を代表する者は滋賀県知事となります。

３　１の審査請求をした場合のこの通知の取消しの訴えは、２にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。